

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月25日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	広川町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.hirokawa.fukuoka.jp/hp

執行機関名 広川町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	幼稚園就園奨励費補助金交付に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		広川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 幼稚園就園奨励費補助金交付に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則(昭和53年教委規則第1号)第1条 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年文部大臣裁定)第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、広川町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則